

内閣府

○法務省令第

号

財務省

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第三条第一項第四号イの規定に基づき、特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法務大臣 三好 雅子

財務大臣 麻生 太郎

特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令

内閣府

特別振替機関の監督に関する命令（平成十四年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

財務省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 特別振替機関(第一条の二―第四十三条)</p> <p>第三章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)</p> <p>第一条の二 法第三条第一項第四号イに規定する主務省令で定めるものは、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 [同上]</p> <p>第二章 特別振替機関(第一条―第四十三条)</p> <p>第三章 [同上]</p> <p>附則</p> <p>「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。